

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により求人者が採用した求職者が入社後、一定期間内に求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により退職した場合（ただし、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職を除く）、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとする。

（１）入社後 1 ヶ月以内に退職した場合

受領した紹介手数料の 70 %

（２）入社後 3 ヶ月以内に退職した場合

受領した紹介手数料の 30 %

ただし、返戻金制度は有料職業紹介基本契約書により別の定めをする場合があります。
その他、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

許可番号 40-ユ-300908

株式会社 エフ・ジョブ

福岡市博多区中洲5-5-13 KDC福岡ビル